

基本計画を町の総合発展計画の中に位置付け、資源活用のルール化及び環境保全・農山村振興を図る

かるまいまち
岩手県 軽米町 <基本計画作成日：平成27年3月31日>

再エネ発電事業概要

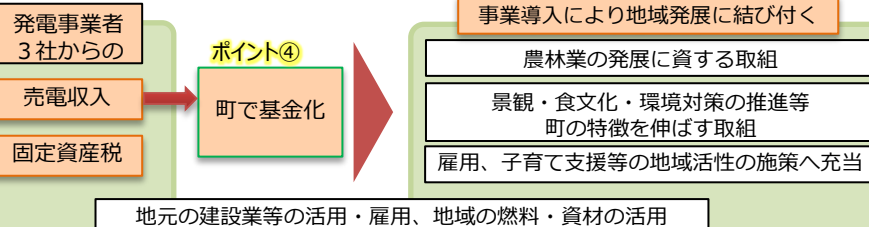
- 事業実施主体：①(株)十文字チキンカンパニー(岩手県二戸市)
②スカイソーラージャパン(株)(東京都)
③民間会社
- 発電設備：①鶏ふんバイオマス 発電出力：6.25MW 設備整備区域面積：4.3ha
②太陽光発電(3ヶ所) 発電出力：78MW 設備整備区域面積：185ha
③太陽光発電(2ヶ所) 発電出力：118MW 設備整備区域面積：457.3ha
- 設備整備計画：①H28.10.4認定 ②H28.8.5とH29.3.28認定 ③H28.1.8とH28.11.22認定
- 運転開始時期：①H28.11.3開始 ②H28.8.12(1ヶ所)開始 ③H31年末(予定)

経済効果

地域の資源活用のルール化

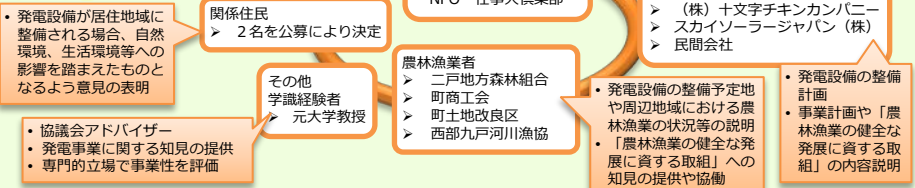
→林地開発面積に上限を設け、環境保全と農山村振興の町総合発展計画として策定

ポイント①②③



協議会の構成員及び期待される役割

ポイント⑤



取り組むに当たっての工夫

ポイント①

- 再エネを地域の発展のツールとして活用するという町の姿勢を示す工夫
町の総合発展計画の中に、この基本計画を位置付け、環境、自然景観、防災等と関連付けて町の総合的な取組として整理

ポイント②

- 開発面積上限の設定により地域資源活用をルール化する工夫
自然景観の配慮や災害の防止の観点から、町の林地面積の10%を開発行為面積の上限として設定

ポイント③

- 環境現況把握調査の義務付けにより環境保全を図る工夫
生物多様性の確保の観点から、太陽光発電においても、開発面積が10ha以上となる場合は、独自の環境現況把握調査の実施を義務付け

ポイント④

- 売電収入の一部を基金化して農山村振興に必要な財源を確保する工夫
売電収入の一部を基金化し、農業・林業の発展に資する取り組みを実施する予定。また、このほかに、景観美化の取組、雑穀などの食文化の推進等の町の特徴を伸ばすような地域活性化の取組にも活用

ポイント⑤

- 町民の理解と協力を得やすくする工夫
基本計画作成のための協議会には、町民代表として委員を2名公募し、発電事業の導入による景観や生活環境への影響等について協議
また、協議会で作成した基本計画は、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を聞き取る

首長の声：農林業を発展させるためには財源も必要。再エネ発電事業で継続して安定した財源を確保することは非常に有益。

市町村の取組の経緯

エネルギー、農林業の課題

- エネルギー資源(化石燃料)は海外に依存している
- 農林業は、高齢化、人口減少により疲弊している
- 木材・農産物も安価な海外産が増えてきている

軽米町の特徴

- 全国平均と比較しても長い日照時間 ○比較的平均な山並み ○プロイラー産業が盛ん

地域の特徴を活かして
エネルギー、農林業の課題が解決できないか。

鶏ふんバイオマス発電、太陽光発電及び風力発電の導入に向けて検討
農山漁村再エネ法を活用し、農林業の発展を目指し、基本計画を作成

今後の取組・戦略

- 町として、再エネ事業を推進すべく、専任の新しい組織を創設
- 町民からの公募で作る「百人委員会」を実施、町民からの意見を吸い上げ、行政だけではなく、町民と一体となった事業の取組を今後も実施
- 複数事業者から再生可能エネルギー導入の計画があるため、基本計画については適宜変更・見直しを実施予定